

# 狩 獵 者 の 皆 さ ん へ

猟銃による狩猟の目的で、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対、事故を起こさないようご協力願います。

## 記

- 1 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を絶対に行わないでください。
  - 「立入禁止区域」には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「猟銃禁止」等の標識を設置しています。
  - 「立入禁止区域」がある林道入口等には「○km先、作業中につき立入禁止」等の標識や横断幕等で表示しています。
  - 林道の安全が確保できない場合や、当署等の事業実行に支障がある場合はゲートを閉鎖・施錠しています。通行禁止となっている林道には、絶対に車両を乗り入れないでください。
  
- 2 「入林届済票」を車輛の見えやすい箇所に掲示してください。
  
- 3 他の森林管理署等の管内に入林する場合には、当該森林管理署等においても同様の入林手続をして下さい。
  
- 4 一般の方が入林している場合もありますので、十分ご注意願います。
  
- 5 林道を通行する場合には徐行運転に心がけ、交通事故防止にご協力願います。また火気の取り扱いには十分注意し、山火事防止にもご協力願います。立木の損傷・伐採等は絶対に行わないで下さい。
  
- 6 入林された方が、落石・滑落・交通事故等により災害にあった場合でも、当森林管理署では責任を負いませんので、十分ご留意願います。

広島森林管理署長